

質疑回答書

- ・東大阪市本庁舎展望フロアリニューアル業務の入札に関する事項について、質疑期間中に寄せられた質疑に対する回答を公表します。
- ・質疑事項は原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については一部修正しています。
- ・内容が重複する質疑事項につきましては、一括して回答しています。

NO.	質疑事項	回答
1	実施要領 14 契約事項(2)について 契約保証金は、落札した場合に履行保証保険に加入する事で契約保証金を免除されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書④4.業務内容 ア (4)について JAS認定工場の認証書類の提出は同等品承認申請時にご提出するという認識でよろしいでしょうか。	同等品承認申請時に提出の必要はありませんが、落札者決定後、市と協議の上で提出いただく必要があります。
3	仕様書④4.業務内容 ウ について 使用床材、表装材が基準品とは別製品で入札参加する場合は、新規什器の調達と同様、同等品承認申請は必要でしょうか。	仕様書別紙④「基準品リスト」に記載のとおり、表装材及び床材、間仕切りについても同等品承認申請は必要となりますが、同等品承認申請は令和7年6月10日が受付日となりますので手続きは終了しています。
4	仕様書④4.業務内容 ウ (3)について 大臣認定を受けた木材であることを証明する書類は同等品承認申請時にご提出するという認識でよろしいでしょうか。	同等品承認申請時に提出の必要はありませんが、落札者決定後、市と協議の上で提出いただく必要があります。
5	仕様書⑥6.その他特記事項 (12)について 証明できる書類提出は同等品承認申請時にご提出するという認識でよろしいでしょうか。	落札者決定後、市と協議の上で提出いただく必要があります。
6	別紙④「基準品リスト」について 国産材（大阪府産材・吉野材）を用いた台形集成材製品について、素材確認の為のカットサンプル材等のようなものは同等品承認申請時に提出するという認識でよろしいでしょうか。	落札者決定後、市と協議の上で提出いただく必要があります。